# 藤沢市市民センターネーミングライツ付与契約書（案）

藤沢市（以下「市」という。）と●●●●（以下「パートナー」という。）は、市が管理する市民センターに係るネーミングライツ（以下「ネーミングライツ」という。）をパートナーに付与するに際し、次のとおり市民センター貸室ネーミングライツ付与契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、ネーミングライツにかかる愛称の命名権について、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

市は、パートナーから支払われる契約料を市民センター貸室の維持管理に活用するため、特定施設募集型ネーミングライツ事業を実施し、パートナーは、市の事業目的に賛同して、契約料を支払い、ネーミングライツの付与を受けるものとする。

（ネーミングライツ）

第２条　本契約に基づき、市がパートナーに付与するネーミングライツは、次の貸室を対象とするものとする。

| 施設名称 | 貸室名称（正式名称） |
|---|---|
| ●●市民センター | |
| | |
| | |
| | |

２　パートナーは、事前に市に提案し、市の書面による承認を得た名称（以下「本件名称」という。）を対象とする貸室（以下「対象施設」という。）の愛称名として命名することができる。

３　パートナーは、本契約書第６条第１項に基づき、対象施設に本件名称を含む愛称にかかる名称標示を設置することができる。

４　パートナーは、対象施設にかかるネーミングライツの保有者であることを、パートナーの管理する媒体（ホームページ）、新聞、雑誌等出版物等で標榜することができる。

（広告等）

第３条　パートナーは、命名権を取得した施設内において、広告物の（設置 or 配架 or 設置及び配架）を行うことができる。

２　前項に規定する広告等を行う場合には、事前に施設管理者と時期や設置方法等について協議し、承諾を得なければならない。

（契約期間）
第４条　本契約の期間は、２０２５年（令和７年）４月１日から２０２８年（令和１０年）３月３１日までの３年間とする。
２　パートナーの愛称標示開始日は、２０２５年（令和７年）４月１日以降とする。
（契約料と支払等）
第５条　本契約に基づく契約料は、１年間当たり〇〇〇，〇〇〇円（広告物の設置及び配架の両方を行うことの料金を含み、取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。ただし、名称標示が可能な期間（実際にパートナーが標示しているか否かを問わない）が１年間に満たない場合には、日割りで算出するものとする。
２　パートナーは、前項に定める契約料を、市が通知する内容に基づき、納付期日までに納付するものとする。なお、納付方法は、毎年度ごとに、本市の請求に基づき、各年度分を４月３０日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までに一括して前納することを基本とする。ただし、契約年度分の納付期限については、市が請求を行った日から原則２週間以内とする。
３　パートナーが、前項の納付期日までに契約料を納付しないときは、市は遅延日数１日につき契約金額の１，０００分の１に相当する金額を違約金としてパートナーから徴収するものとする。
４　市は、徴収した契約料は還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部または一部を還付することができる。
（名称等の標示）
第６条　パートナーは、市の書面による承認を受け、対象室に名称標示を設置することができる。ただし、名称標示の設置費用及び維持修繕に要する経費は、パートナーの負担とする。
２　パートナーは、本契約が終了したとき、市の書面による承認を受け、自らの責任と費用負担により、名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。
３　名称標示のデザイン及び設置場所仕様等の詳細については、パートナーは、市の書面による承認を受けるものとする。
４　パートナーは、名称標示の全部又は一部が汚損等で清掃等が必要と判断した場合は、市と協議したうえで、清掃等を実施することができる。
５　事故その他の事由により対象室が損傷し、名称標示が判別不能となった場合、パートナーは、第１項の規定に基づき、再度名称標示を設置することができる。

（名称の変更）
第７条　パートナーは、本契約期間中、本件名称を変更することはできない。ただし、名称変更の必要性について特段の理由がある旨を市に書面により説明し、市から書面による同意を得た場合は、この限りでない。
２　前項ただし書による変更に伴う一切の費用は、パートナーの負担とする。
（知的財産権）
第８条　パートナーが本件名称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成１４年法律第１２２号）第２条第２項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、パートナーは、市がこれを無償で使用することを認める。
２　前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、市・パートナー協議により別途定める。
（損害賠償）
第９条　市及びパートナーは、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
（本契約の解除）
第１０条　市は、パートナーに次のような事由があるときは、何らの催告なく本件契約を解除することができる。
（１）パートナーから、指定する期日までに契約料の納付がないとき
（２）パートナーに、本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
（３）パートナーについて、破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始の申立てがなされたとき
（４）パートナーに社会的信用、経済的信用を著しく損なう事態が生じたとき
（５）パートナーが、対象施設の使用権限を失ったとき
２　パートナーは、前項に該当し本契約を解除された場合には、直ちに、市の書面による承認を受け、自らの責任と費用負担により名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。
３　市は、業務上緊急的にやむを得ない事由がある場合には、本件契約を解約することができるものとし、パートナーは、直ちに自らの責任により名称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。ただし、費用負担については市及びパートナーが協議のうえ定めるものとする。
（権利義務の譲渡等の制限）
第１１条　パートナーは、本契約により生じる権利を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（契約の更新）
第１２条　パートナーは、本契約の更新について優先的に市と交渉する権利を有する。
２　パートナーは、本契約の更新を希望する場合には、契約期間満了前９０日までにその旨を文書で市に通知しなければならない。
３　パートナーは、契約を更新しない場合は、パートナーの負担により対象施設備等の施設名称を掲示したものをパートナーの負担で契約満了日までに撤去するものとする。
（疑義等に関する協議）
第１３条 本契約の内容に関し、契約に定めのない事項または疑義が生じた場合については、市及びパートナーの協議により解決するものとする。
（裁判管轄）
第１４条 本契約に関する訴えの管轄裁判所は横浜地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各１通を保有する。

２０２５年（令和７年）年　　月　　日

市　　藤沢市朝日町１番地の１
藤沢市
藤沢市長　鈴木　恒夫

パートナー　　住所
会社名
代表者名　　印